

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令の経過措置（法定点検、所有者への周知）について

- 附則第2条（法定点検）及び第3条（所有者への周知）の対象となる製品は、以下のとおり整理される。

- ① 施行日前に点検期間が終了しているもの（点検期間内に点検が実施されなかったものも含む。）
- ② 施行日前に点検期間は終了していないが、施行日前に点検が実施されたもの
- ③ 公布日前に点検期間の始期が到来しているもので施行日前に点検が実施されていないもの
- ④ 公布日から起算して1年を経過する日までに点検期間の始期が到来するもので施行日前に点検が実施されていないもの
- ⑤ 公布日から起算して1年を経過する日よりあとに点検期間の始期が到来するもの

